

## 環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加への慎重な対応を求める意見書

政府は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この中で環太平洋経済連携協定（以下T P Pと称する）について、交渉の参加、不参加を先送りしたものの「関係国との協議を開始する」と判断した。

日本経団連など経済三団体は、自由経済体制の堅持が世界経済の発展につながるのとT P Pの趣旨を踏まえ、早期に交渉への参加を求める決議を行っている。

しかし、このT P Pは、予め特定分野の自由化を除外しての交渉参加は認められない可能性が高く、参加後も10年後にはほぼ全ての分野での関税撤廃が原則とされており、米などの重要品目については例外扱いし、国内産業に悪影響を与えないよう最大限配慮されてきたこれまでの経済連携協定（E P A）とは比較にならないほど厳しい内容のものである。

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少や価格の低迷など非常に厳しい状況にある。

仮に、この交渉に拙速に参加した場合、我が国農業への影響は計り知れず、国内農業が壊滅的な打撃を受ける強い懸念があるとともに、食料自給率を上げるといふ政府の方針や食料の安全・安心な安定供給といったことに逆行して、食料の安全保障を脅かす重大な問題であり、国家の根幹に関わるものである。

関税撤廃以外にも医師、看護師、介護福祉士等の労働市場の開放などにより、国の仕組みが一変する可能性がある。

よって、国におかれては、わが国農業と地域社会を崩壊に導くことが懸念されるT P P交渉には、慎重に対応されることを強く要望する。

### 記

- 1 環太平洋経済連携協定（T P P）への参加を検討するに当たっては、国民生活に及ぼす影響についての詳細な情報を提供し、十分に国民的議論を尽くし、拙速な参加の判断を行わないこと。
- 2 今後の国際貿易交渉に当たっては、我が国の食料安全保障の確保を図ることを基本に、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来にわたる確立と振興などを損なわないように対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

岐阜県可児市議会

|        |        |
|--------|--------|
| 衆議院議長  | 横路孝弘様  |
| 参議院議長  | 西岡武夫様  |
| 内閣総理大臣 | 菅直人様   |
| 農林水産大臣 | 山田正彦様  |
| 経済産業大臣 | 海江田万里様 |